

証券コード 5277
平成21年6月8日

株 主 各 位

〒113-0033
東京都文京区本郷四丁目9番25号
株式会社スパンクリートコーポレーション
代表取締役社長 原 田 穰

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月23日（火曜日）午後5時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷四丁目9番25号
真成館ビル3階 当本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.spancretecorp.com>）に掲載させていただきます。

※ 本総会終了後、当本社会議室において、会社説明会（業績見通し等）を開催いたしますので、是非ご参加いただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、米国を引き金とした世界的な金融不安と信用収縮が進む中、世界同時株安と為替の急激な変動による影響が实体经济に波及し、企業収益や雇用情勢の悪化、個人消費の冷え込みが顕著となり、月を追うごとに景気低迷が深刻化してまいりました。また、当社に関連の深い建設業界は、資金繰り悪化による中堅及び地方ゼネコンの倒産が相次ぎ、建設需要そのものが急落する中、事業環境が激変し先行きの不透明感が一層強まっております。

このような状況下で当社の業績は、売上高43億5千万円（前年同期比2.2%減）、営業利益2億6百万円（前年同期比3.2%減）と前年比僅かながら減収減益となりました。主力のスパンクリート事業は、景気減速による建設需要減の影響で当社の主力製品であるマンション床材が大きく落ち込む一方で、北陸新幹線の防音壁需要が下支えとなり、年度後半には九州新幹線の防音壁の特需等もあって最終的には売上数量・生産数量ともに修正計画通りの数量を確保することができました。利益面ではPC鋼線を始めとする原材料費の急激な高騰を吸収し切れなかったものの、第2次中期経営計画の主要販売施策「流通倉庫、工場、防音壁等の相対的に粗利益率の良好な壁板拡販への注力」が進展、加えて関門トンネルの改修工事に新製品トンネル天井パネルが採用されたこと等の明るい材料がありました。また、不動産事業は、賃貸ビル収益が安定的に推移し引き続き当社収益を下支えしております。一方、営業外収益も米国発の金融危機に端を発した株式市場の低迷等により余資の運用益が減少したことから、経常利益は2億7千万円（前年同期比9.9%減）と減益で、更に投資有価証券の強制減損処理等の特別損失5億3百万円を計上したことから、当期純損益は2億2千5百万円の損失計上（前年同期1億2千8百万円の当期純利益）となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

当事業は、上半期は売上、出荷及び生産数量が概ね計画通りの水準で推移し、販売価格改善の一部進展や壁板の販売比率拡大等により営業粗利益率が上昇したこと等から、過去苦戦続きであった上半期で2期連続の黒字達成となりました。下半期は急激な景気後退の局面下、出荷・生産計画の下方修正を余儀なくされたものの、赤字転落だけは回避すべく全社挙げて合理化策を実施しました。一方で新製品トンネル天井パネルの受注や九州新幹線防音壁の特需等もあったことから、原材料費の高騰は厳しいコスト圧迫要因となりましたが、略修正計画通りの仕上がりとなりました。最終的には前事業年度は下回ったものの売上高40億8千9百万円（前年同期比2.6%減）、営業利益7千8百万円（前年同期比9.7%減）を確保することができました。

<不動産事業>

当事業は、賃貸ビル3棟が夏場以降100%稼働（満室）を維持し、大規模改修の償却負担増を吸収して安定収益を計上しており、売上高2億6千1百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益1億3千8百万円（前年同期比1.2%増）と僅かながらも増収増益を確保することができました。

事業別	売上高	受注高
スパンクリート事業	4,089,191千円	3,724,929千円
不動産事業	261,524	—

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は7千7百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業	宇都宮工場	製造設備の更新
	岩瀬工場	製造設備の更新

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高は以下のとおりです。

区 分	第47期 (当期)
短期借入金	800,000千円
1年以内に返済予定の長期借入金	75,000
長期借入金	0
合 計	875,000

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成18年3月期)	第45期 (平成19年3月期)	第46期 (平成20年3月期)	第47期 (当事業年度) (平成21年3月期)
売上高(百万円)	6,298	4,375	4,450	4,350
当期純損益(百万円)	168	154	128	△225
1株当たり当期純損益 (円)	41.24	19.63	15.97	△27.66
総資産(百万円)	10,686	10,969	10,483	9,728
純資産(百万円)	7,832	8,187	7,839	7,365
1株当たり純資産額 (円)	2,002.94	1,000.32	982.44	913.11

- (注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産の金額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
3. 第45期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
4. 平成18年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(3) 対処すべき課題

当社は、創業以来スパンクリート（穴あきPC板）と呼ぶコンクリート部材を建設業界に供給しております。需要が減少に向かっている環境下で、生き残りが試されている建設業界にとっては、建築施工の合理化を推進していくことが最重要課題であります。当社の主力製品であるスパンクリートは、工場による量産が可能であり、耐久性の面で優れ、断熱性能、遮音性能、耐火性能面でも優れた特性を有しており、その利用により工期の短縮、工事の省力化を図ることができ、ひいては建設コストの引き下げに貢献することができます。当社は、このスパンクリートを安定的に供給できる生産、販売、施工体制を強化し、かつ効率化を推進することにより、建築の合理化を必要とする顧客のニーズに対応してまいりたいと考えております。

斯かる認識の下で、当社は次の経営方針を立てそれを具現化することにより経営基盤の強化を図っていききたいと考えております。

- ①主力製品であるスパンクリート事業の徹底した効率化を図り、他のコンクリート製品、工法とのコスト競争力を強化する。同時に顧客満足度経営を重視し、顧客ニーズへの即応体制を構築し、徹底した製品の品質改善に努める。
- ②スパンクリートの販路を再構築し、建築需要の増加している分野に営業のエネルギーシフトを行う。
- ③スパンクリートと密接に関連した、より付加価値の高い新製品の開発に努める。
- ④トヨタ生産方式を土台とするNPS（ニュー・プロダクション・システム）改善活動に取り組み、生産性向上とコスト削減に注力する。
- ⑤収益基盤の安定化を図るために、不動産事業の着実な推進を図る。

以上の経営方針を中長期的な経営課題の実現策として強力に推進してまいりますが、最近のスパンクリート事業を取り巻く環境は、世界同時不況が進み景気後退が深刻さを増す中、建設需要は大きく減退する一方、原材料価格は高止まったままで極めて厳しい局面を迎えており、然も長期化の様相を呈しております。

斯かる状況下において当社が取り組まなければならない喫緊の課題は、「減収（数量減）でも利益の出る体制の構築」であります。今回の難局は、当社が10年前に経験したバブル崩壊後の建設不況に酷似しておりますが、原材料価格の高止まりや需要の減少速度等、前回以上の危機となるリスクも孕んでいるものと認識しております。

前回の不況時を乗り越えた経営改善活動の実績も踏まえ、今次難局を乗り越える具体的な方策は次のとおりと考えております。一つ目は、①会社の構えの調整の円滑化であります。即ち受注数量は30～40%は落ちるとみておりますが、出荷のタイミングにより生産調整を行う必要があり、この構えを迅速かつきめ細かく調整することが会社のトータルコストを引き上げるうえで極めて重要なポイントになり、工場の集約、一時休止を弾力的に実施します。二つ目は、②製造コストの引き下げであります。N P S改善活動を活用して最適生産効率を追求し、かつ品質向上を図ります。更に相当の苦戦が予想されますが原材料価格の値下げを強力に推進していく必要があると考えております。三つ目としては、③本社費のスリム化であります。構えの調整に合わせて本社人員の圧縮（含む工場への配置転換）と聖域のない経費削減を実施してまいります。四つ目は、④営業面で営業粗利益率の向上に努力することであり、付加価値の高い新製品と相対的に利益率の高い壁板の拡販に注力してまいります。

以上の方策を総動員しても今次難局下での収益確保には相当の努力を要しハードルが高いものと認識しておりますが、全社挙げて取り組んでまいっている覚悟でおります。

不動産事業につきましては、オフィスビル3棟の賃料収入が安定収益源となっておりますが、更なる収益力増強のために第44期（平成18年3月期）の八丁堀マンション開発事業のようなプロジェクトベースの採算案件の取り組み、又は新規良質賃貸物件の取得を慎重に推進していきたいと考えております。

(4) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不動産事業	不動産の賃貸・管理・販売

(5) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

本 社	東京都文京区
営 業 所	宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
工 場	宇都宮工場（栃木県宇都宮市）、岩瀬工場（茨城県桜川市）

(6) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
139(56) 名	5 (△0) 名	46.6歳	15.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	575百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	200
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100

2. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株
(2) 発行済株式の総数 9,292,400株
(3) 株主数 765名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	1,187千株	14.72%
日本パンクリート機械株式会社	1,094	13.56
鈴木金属工業株式会社	608	7.54
村山好弘	455	5.65
ソシエテ ジェネラル エヌアールエイ エヌオーデ イテイイ	415	5.15
遠山偕成株式会社	340	4.22
エスアイエツクス エスアイエス エルティーター	309	3.84
村山典子	246	3.06
村山知子	238	2.95
東プレ株式会社	210	2.61

(注) 持株比率は自己株式（1,226,018株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

平成17年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
20個（新株予約権1個につき2,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 40,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際しての権利行使価額
1個当たり 1,000円（1株当たり 0.5円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金 1個当たり 500円 (1株当たり 0.25円)

資本準備金 1個当たり 500円 (1株当たり 0.25円)

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成32年8月31日まで

- ・新株予約権の行使の条件

1. 対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
2. 対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。
3. 対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
4. この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	20個	40,000株	4名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	原田 穰	
常務取締役	北村 勲	生産管掌、宇都宮工場長委嘱
常務取締役	齊藤 建次	営業・工務・技術管掌
常務取締役	東村 友次	総務・経理・企画（共管）・内部 監査室管掌
常務取締役	村山 典子	業務・企画（共管）・設計管掌 業務部長兼企画室長
取締役	後藤 考司	三菱商事株式会社住宅資材ユニット セメントチームリーダー
取締役	北川 尚史	鈴木金属工業株式会社常務執行役員
取締役	坪井 正規	日本スパンクリート機械株式会社 代表取締役社長 富士平工業株式会社会長
常勤監査役	大谷 光威	
監査役	阿部 裕三	東京総合法律事務所弁護士
監査役	清水 雄輔	株式会社キッツ最高顧問

- (注) 1. 取締役のうち後藤考司氏、北川尚史氏及び坪井正規氏の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大谷光威氏、監査役阿部裕三氏及び監査役清水雄輔氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	6名	88,767千円
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	11,280 (11,280)
合 計	9	100,047

- (注) 1. 取締役の「支給人員及び支給額」には平成20年6月25日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に係る報酬が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額200万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役後藤考司氏は、三菱商事株式会社住宅資材セメントチームリーダーであります。同社は当社の筆頭株主であり、同社100%子会社三菱商事建材株式会社が当社の総販売代理店であります。
 - ・取締役北川尚史氏は、鈴木金属工業株式会社の常務執行役員であります。同社は当社の大株主であり、重要な資材仕入先であります。
 - ・取締役坪井正規氏は、日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役社長及び富士平工業株式会社会長であります。日本スパンクリート機械株式会社は当社の大株主であります。なお、富士平工業株式会社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役清水雄輔氏は、株式会社キッツの最高顧問であります。なお当社は株式会社キッツとの間には特別な関係はありません
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・取締役後藤考司氏は三菱商事建材株式会社の社外監査役であります。
 - ・監査役阿部裕三氏は、苫小牧港開発株式会社及び株式会社白夜書房の社外監査役であります。
 - ・監査役清水雄輔氏は、株式会社エム・アイ・ピーの社外取締役であり株式会社ミスズ・サンメディカルHDの社外監査役であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 内 容
取締役 後藤 考司	当期開催の取締役会14回うち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 北川 尚史	当期開催の取締役会14回うち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 坪井 正規	当期開催の取締役会11回うち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 大谷 光威	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 阿部 裕三	当期開催の取締役会14回うち12回に出席し、また、当期開催の監査役会6回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 清水 雄輔	当期開催の取締役会14回うち9回に出席し、また、当期開催の監査役会6回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 1,550万円
 ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 1,550万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、当該会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、監査役会と綿密な連携をとりつつ、解任又は不再任の決定を行うことといたします。

また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条各号の他、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、取締役会とも連携をとりつつ、解任又は不再任の決定につき厳密且つ総合的に判断することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性を図り、企業価値の向上と社会から信頼される企業の実現を目指すとともに、関連法規を遵守し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性を高めるべく、内部統制システムを適切に運用しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、平成20年10月15日付取締役会にて、内部統制の変更・追加に関する体制を明確にすべく「内部統制システムの基本方針」の一部を改正しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社の経営管理体制は、「取締役会」、「監査役会」、「会計監査人」で構成する。
 - ・「取締役会」は、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規定」に基づき運営する。
 - ・取締役は、担当職務を執行し、その状況を「取締役会」に報告するとともに、他の取締役の職務執行について、法令及び定款への適合性を相互に監視する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種情報は、法令等に定めるもののほか、「内部情報管理規定」を遵守し管理する。
 - ・取締役会議事録等の各種文書は、「文書管理規定」に基づき適切に作成し保管する。
 - ・財務情報や経営上の重要な情報開示についても、情報管理責任者の下で各種法令、ジャスダック証券取引所の指導等を勘案の上適宜・適切に実行する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
 - ・「拡大常務会」の中に分科会として「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会が、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
 - ・経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会」は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を図るべく少数取締役で構成し、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて「臨時取締役会」を適宜開催する。
 - ・経営計画や設備投資等の重要な事項については、「取締役会」に付議する前に、取締役と幹部社員で構成する「拡大常務会」等の会議体の中で十分審議する。
 - ・業務執行については、「職制規定」、「職務権限規定」に基づき権限・責任を明確化し適宜・適切に遂行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・全ての役職員が、当社の「企業理念」、「企業行動指針」に基づき経営の理念や方針を共有するとともに、「企業倫理規範」を業務運営における判断の基準とする。
 - ・取締役及び幹部社員は、法令、社内規定、業務方針等を社員に対し周知・徹底する。
 - ・社員は、法令及び社内諸規定を遵守し、適正に職務を遂行する義務を負う。また、違法行為等は就業規則に則り制裁する。
 - ・当社として反社会的勢力との如何なる係りをも遮断すべく、全ての役職員は「企業倫理規範」第7項の「反社会的な勢力・団体・個人への利益供与等の禁止」を遵守し、その遂行状況を取締役及び幹部社員は注視する。
 - ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び定款に定めるもののほか、社内の諸規定遵守の観点に基づき適切な指摘・指導を行うとともに、代表取締役に対し、その結果と改善方向について報告する。

⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及び子会社は、事業戦略を共有化し、一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の共通化を図る。
- ・当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。

⑦ 監査役の監査に関する体制

- ・監査役より、監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その使用人の人事に関する事項は監査役会との協議により決定する。
- ・取締役及び幹部社員は監査役監査において、職務執行の状況、経営に影響を及ぼす重要事項等について、監査役に適宜・適切に報告する。
- ・監査役は、業務監査を行い、その結果を代表取締役に報告するとともに、内部統制システムの機能状況等を監査し経営上の重要課題につき関係取締役と意見交換する。
- ・監査役は「取締役会」に加え、「拡大常務会」等の重要な会議に出席し、コンプライアンス遵守の観点から必要に応じて意見陳述する。

⑧ 内部統制の変更・追加に関する体制

- ・内部統制に変更・追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続を行う。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,860,176	流動負債	1,547,325
現金及び預金	1,587,996	買掛金	93,961
受取手形	951,894	工事未払金	161,295
売掛金	357,372	短期借入金	800,000
完成工事未収入金	5,947	一年内に返済予定の長期借入金	75,000
有価証券	588,599	未払金	50,495
商品及び製品	85,700	未払費用	237,218
仕掛品	5,245	未払法人税等	12,970
原材料及び貯蔵品	68,046	未成工事受入金	54,130
未成工事支出金	128,140	その他	62,254
繰延税金資産	72,620	固定負債	816,160
その他	8,611	再評価に係る繰延税金負債	693,910
固定資産	5,868,778	長期未払金	12,488
有形固定資産	4,560,110	預り敷金	109,762
建築物	1,045,707	負債合計	2,363,486
構築物	111,702	純資産の部	
機械及び装置	273,804	株主資本	7,460,975
車両運搬具	13,927	資本金	3,295,893
工具、器具及び備品	13,847	資本剰余金	3,710,472
土地	3,099,691	資本準備金	1,061,300
建設仮勘定	1,430	その他資本剰余金	2,649,171
無形固定資産	12,352	利益剰余金	772,338
ソフトウェア	10,429	その他利益剰余金	772,338
電話加入権	1,922	別途積立金	600,000
投資その他の資産	1,296,316	繰越利益剰余金	172,338
投資有価証券	1,057,366	自己株式	△317,727
関係会社株式	11,800	評価・換算差額等	△95,506
差入保証金	49,921	その他有価証券評価差額金	△173,424
役員従業員保険料	146,911	土地再評価差額金	77,917
その他	38,466	純資産合計	7,365,468
貸倒引当金	△8,149	負債純資産合計	9,728,955
資産合計	9,728,955		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,350,716
売 上 原 価	3,571,543
売 上 総 利 益	779,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	572,392
営 業 利 益	206,780
営 業 外 収 益	109,188
受 取 利 息	1,207
有 価 証 券 利 息	31,816
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,739
雑 収 益	33,425
営 業 外 費 用	45,853
支 払 利 息	13,531
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5,852
雑 損 失	26,469
経 常 利 益	270,115
特 別 損 失	503,453
投 資 有 価 証 券 評 価 損	395,414
固 定 資 産 除 却 損	16,425
減 損 損 失	18,036
完 成 工 事 臨 時 補 修 費 用	73,576
税 引 前 当 期 純 損 失	233,338
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,047
法 人 税 等 調 整 額	△20,175
当 期 純 損 失	225,209

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成20年3月31日 残高	3,295,824	1,061,232	2,649,171	3,710,403	600,000	773,920	1,373,920	△277,457	8,120,691
事業年度中の変動額									
新株予約権の行使による新株の発行	68	68		68					137
剰余金の配当						△63,838	△63,838		△63,838
当期純損失						△225,209	△225,209		△225,209
自己株式の取得								△40,269	△40,269
土地再評価差額金の取崩						△312,534	△312,534		△312,534
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	68	68	-	68	-	△601,582	△601,582	△40,269	△641,715
平成21年3月31日 残高	3,295,893	1,061,300	2,649,171	3,710,472	600,000	172,338	772,338	△317,727	7,460,975

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	△28,476	△234,616	△263,093	7,839,597
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使による新株の発行				137
剰余金の配当				△63,838
当期純損失				△225,209
自己株式の取得				△40,269
土地再評価差額金の取崩		312,534	312,534	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△144,948		△144,948	△144,948
事業年度中の変動額合計	△144,948	312,534	167,586	△474,128
平成21年3月31日 残高	△173,424	77,917	△95,506	7,365,468

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・仕掛品

後入先出法による原価法

・未成工事支出金

個別法による原価法

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この変更が、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年～43年
機械及び装置	9年

(追加情報)

機械及び装置については、従来、耐用年数を7年～12年としておりましたが、当事業年度より9年に変更しております。

これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

これにより、売上総利益、営業利益及び経常利益がそれぞれ7,418千円減少し、税引前当期純損失が7,418千円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
なお、当事業年度においては、役員賞与の支給をしないこととしたため、引当計上しておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 重要な会計処理方法の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

この変更が、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度末まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度末より区分掲記しております。なお、前事業年度末の「未払金」は15,845千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	269,196千円
機械及び装置	15,308千円
土地	2,293,286千円
計	2,577,790千円

上記の物件は、長期借入金75,000千円、短期借入金530,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,667,124千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 長期金銭債権 11,240千円
② 短期金銭債務 407千円

(4) 土地再評価法に基づく土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末

における時価と再評価後の Δ 828,245千円

帳簿価額との差額

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 仕入高 56,245千円
② 営業取引以外の取引高 457千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,018千株	274千株	一千株	9,292千株

(注) 発行済株式の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,038千株	187千株	一千株	1,226千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得と単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年6月25日開催の第46回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 63,838千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月26日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

・配当金の総額	32,265千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	4円
・基準日	平成21年3月31日
・効力発生日	平成21年6月25日

- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年7月14日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	40,000株
新株予約権の残高	20個

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	3,089
工事未払金	23,124
未払賞与	16,915
未払費用	29,002
その他有価証券評価差額金	14,241
その他	488
繰延税金資産（流動）小計	86,861
繰延税金資産（固定）	
長期未払金	5,082
ゴルフ会員権評価損	10,210
その他有価証券評価差額金	56,342
繰越欠損金	101,431
繰延税金資産（固定）小計	173,067
繰延税金資産合計	259,929
評価性引当額	△187,308
繰延税金資産合計	72,620
繰延税金資産の純額	72,620

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	12,783千円	4,973千円	7,809千円
ソフトウェア	12,362	3,855	8,507
合計	25,146	8,829	16,316

(2) 未経過リース料相当額

1年内	4,991千円
1年超	12,026千円
合計	17,017千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,424千円
減価償却費相当額	5,029千円
支払利息相当額	577千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

属性	会社名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任 の等	事業 上の 関係				
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	三菱商事 建材㈱	500,000	建材商社	なし	なし	当社製品及び製品の販売並びに工事請負の負並びに原材料の購入	製品の販 売及び工 事請負	3,643,340	受取手形	750,828
									売掛金	250,123
									完成工事 未収入金	5,553
									買掛金	32,968
									未成工事 受入金	54,130

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び同製品の工事請負については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 913円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 27円66銭 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社スパンクリートコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 文 康 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 隆 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

株式会社スパンクリートコーポレーション 監査役会

常勤監査役 大谷 光 威 ㊟

監査役 阿部 裕 三 ㊟

監査役 清水 雄 輔 ㊟

(注) 常勤監査役 大谷光威及び監査役 阿部裕三並びに監査役 清水雄輔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上